

# 金融機能の再生のための緊急措置に関する 法律第13条に基づく報告書（補遺）

内閣総理大臣 小泉 純一郎 殿

平成13年5月21日

信用組合 大阪商銀

金融整理管財人

阪口 春男



金融整理管財人

中野 正信



## I. はじめに

当組合は、平成10年6月10日、信用組合京都商銀への事業譲渡発表以降、両組合間で事業譲渡のための協議を重ねてきたが結果的に双方の合意を得ることができず、京都商銀への事業譲渡を断念したため、平成11年6月2日、大阪府知事に対し、その旨の報告と「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」第68条第1項に基づく申し出を行い、同年6月4日、同知事より、同法第8条第1項に基づき、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けるに至った。

その後、当管財人は、管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等につき、調査のうえ、平成11年9月27日、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第13条に基づく報告書」を提出したが、管理業務終了に当り、現時点での最終報告書を提出する次第である。

## Ⅱ. 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について

### 1. 調査の概要

#### (1) 「破綻責任調査検討委員会」の設置

当管財人は、平成11年8月16日、当組合の旧役員の民事上、刑事上の責任の有無及び責任追及の可否を検討すべく、弁護士2名（内1名は検察官出身者）、公認会計士2名から構成される「破綻責任調査検討委員会」を設置した。

#### (2) 調査対象期間 平成4年4月1日から平成11年3月31日

破綻責任調査検討委員会は、刑事事件（背任が中心）の公訴時効が5年であること、民事についても時効を考慮して調査対象期間を決定した。

#### (3) 実施期間

平成11年8月17日から平成12年3月21日まで（延日数120日）調査を実施した（平成12年3月21日報告書提出）。

#### (4) 調査の対象

- ①破綻に至るまでの最近の業務推移
- ②償却・引当をした融資及び役員（親族、関連会社を含む）に対する融資
- ③買入金銭債権（抵当証券）
- ④所有不動産含み損発生の原因
- ⑤裁判記録の調査
- ⑥指導念書
- ⑦関連会社事項

### 2. 破綻責任調査検討委員会での調査結果

#### (1) 破綻に至るまでの最近の業務推移の概要

初代大林健良理事長（昭和61年1月9日在任中に死亡）の後を受けて、昭和61年2月7日2代目理事長として就任した神野宅佑（姜宅佑）の時代はバブル経済とも重なり、貸金残高は就任時の1004億円から約3倍に増加した。このような無謀な計数至上主義に対する反発から、平成3年3月1日臨時理事会が開催され、神野理事長は平成3年3月31日退任を余儀なくされた。平成3年4月11日3代目理事長として山喜勉理事長が就任し、経営方針をそれまでの計数至上主義から実質主義に転換するため、『滞貸金整理委員会』による不良債権の管理回収及び『経営合理化委員会』による減量経営計画が策定され実行されている。このため、貸金残高は大幅に減少している。山喜理事長の急死により、平成6年7月28日、4代目理事長として大林健史理事長（初代理事長大林健良の次男）が就任している。

業績面では、平成9年3月期まで表面上利益を計上しているものの、財務内容はバブル経済の崩壊とともに2代目神野理事長時代の債務者の本業経営を見極めない担保主義、審査不足等の問題も重なり、不良債権が大幅に増加し、大阪府の検査結果によれば、平成4年3月期以降は自己資本が大幅に毀損している。

(2)償却・引当をした融資及び役員（親族、関連会社を含む）に対する融資

(7)調査対象

- ①大口信用集中先及び関連企業貸出先については、平成9年8月25日大阪府検査基準日における残高8億円以上の債務者のうち、平成4年9月11日大阪府検査基準日と比較して特に貸出金残高が増加している債務者を抽出（9件、総額8039百万円）。
- ②役員に対する融資については、信用組合役員等関係貸出状況（平成11年5月31日現在）に基づくすべての貸出金（134件、総額17284百万円）。
- ③当組合出資者中、出資金6000万円以上の出資者（113件、総額74123百万円）。

#### (イ) 調査方法

貸出金調査表（ラインシート）、取引明細照会、貸出稟議書をもとに次のとおり検討した。

- ①時効との関係から平成4年以後の新規貸出に絞り、貸出手続の妥当性、適法性等を検討した。但し、平成4年以前の貸出であっても担保、保証解消の有無については留意した。
- ②すべての役員（親族、関連会社を含む）について、貸出金調査表及び信用組合等関係貸出状況から代理貸残高、貸付金残高、担保預金、与信残高の推移表を作成し、検討した。
- ③役員及び特に留意すべき貸出先については、取引明細照会から貸出種別、預金種別、口座番号別の残高推移表を作成し、検討した。
- ④大口出資者については、情実融資がないか否かを特に留意した。

#### (ウ) 調査結果

- ①ロスの原因となった貸出金の大半は2代目神野理事長時代（昭和61年2月～平成3年3月）に実行されたものであるが、同理事長は平成7年4月16日に死亡している。
- ②3代目山喜理事長時代の取引に疑問がないではないが、前述の如く基本的には当組合の再生計画の枠内にあり、また、同理事長も平成6年7月に死亡している。
- ③4代目大林健史理事長時代の取引に疑問がないではないが、同理事長時代には、基本の方針として、『滞貸金整理委員会』による不良債権の管理回収及び『経営合理化委員会』による減量経営計画が実行されていること、会社は基本的には取締役の経営判断を尊重すべきであり、それにより損失を蒙ったとしても、その時点で知り得た情報に基づき、所要の手続きを取った上で合理的な判断をしたものである以上、それが著しく不合理なものでない限り、取締役が必要な注意を怠ったとはいえないという、『経営判断の原則』に照らせば、いずれも高度な経営判断に基づく限界事例であること等の理由から、現状においては、破綻責任調査検討

委員会内部において責任追及をするべきであるとの結論に至っていない。

### (3) 買取金銭債権（抵当証券）

人的関連会社である大商抵当証券(株)から抵当証券を買い入れているが、大商抵当証券(株)が倒産した場合の一般顧客に対する償還不能による混乱及び当組合自体の信用失墜を回避するため、大商抵当証券(株)の経営再建計画に基づいて取得したものであり、当組合の経営権として、経営判断上違法であると断定しえないため、現状においては、責任追及するべきであるとの結論に至っていない。

### (4) 所有不動産含み損発生の原因

担保不動産の自己競落により、不動産の含み損が発生しているが、これは貸金に充当するための方法として行ったものであって、外部への資金流出を伴うものではない。

### (5) 裁判記録の調査

特に取り上げるべき案件はなかった。

### (6) 指導念書

当組合は、関連会社である大商抵当証券(株)及び大商リース(株)が他の金融機関から融資を受けているが、その際、いわゆる指導念書を発行している。そのため、当組合は数行の貸付金融機関から保証債務の履行請求を求められているが、裁判の推移は、概ね当組合に有利に推移しており、現状においては、特に旧役員の責任追及の観点からして、問題として取上げるには至っていない。

### (7) 関連会社事項

関連会社である大商抵当証券(株)及び大商リース(株)に対する、平成7年10月以降の当組合の融資について、その損失金額も多大であり、かつ当組合の体質とも関連する問題であるので、当組合の役員  
の責任追及の可否が問題となったが、関連会社は、形式的には当組合とは別個の法人になってはいるが、実質的かつ対外的には一体であるため、関連会社に当時融資を止めることは、直ちに関連会社2社の倒産につながるものが必至であったこと、また、当時関連会社2社においても再建の可能性が考えられる状況にあったとも考えられること等の事情を勘案し、現状においては、破綻責任調査検討委員会内部においては、責任追及をするべきであるとの結論に達していない。

### Ⅲ. 管財人としての総括

管財人としては、破綻責任調査検討委員会の報告を受けて、その後調査したことも踏まえて、以下の通りご報告する。

#### 1. 刑事責任

破綻責任調査検討委員会の結論として、関連会社への融資をも含めた特定企業に対する大口融資の点についての背任罪の成否が問題となったが、旧役員  
の刑事責任を追及すべきであると一致した案件はなかったこと、また、その後、独自に当組合内部、組合員及び取引先から可能な限り情報収集に努めてきたが、現在の時点において、新たな証拠発見に至っておらず、当管財人としては、現状においては、刑事責任の追及には至らなかったものである。

#### 2. 民事責任

民事責任についても、破綻責任調査検討委員会の結論として、旧役員  
の責任を追及すべきであると一致した案件はなかったこと、及び、当組合は、第2代理事長神野宅佑（姜宅佑）による貸出により実質的に破綻したものであるが、同人に対する責任追及は時効の壁があるのみならず、同人は既に死亡しており、同人の相続人もすべて相続放棄をしているので、責任追及の余地はないこと、一方、第3代理事長山喜勉及び第4代前理事長である大林健史は、再建計画に基づき当組合の再建を図ったが、努力及ばず、平成11年6月2日、大阪府知事に対し、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」第68条第

1項に基づく申し出を行なったものであること等を踏まえ、当管財人としては、個々の取引や当該取引に係る疑問点を個別に検討した。しかしながら、関連会社を含む当組合グループの再建について全体的に考察した場合、経営判断の原則にも鑑みれば、関連会社に対する資金援助を違法と断ずる十分な証拠等もなく、現状においては、民事責任の追及には至らなかったものである。また、「信用組合大阪商銀 特別調査報告書」において有力非常勤理事に対する相当額の貸付金に係る指摘もあるが、現時点においてはロスが発生しておらず、当組合に損害を与えたと言いうる状態にはない。

### 3. 役員退職金

2代目神野理事長は、平成7年4月16日に死亡し、役員退職慰労金254,475千円を支払ったが、その後、相続人がすべて相続放棄をしている。

平成6年7月20日（在任中）に急死した3代目山喜理事長に対しては、役員死亡を原因とする保険金332百万円（保険料控除後）から190百万円の死亡役員退職慰労金が支払われているが、その大半は、平成8年5月に山喜理事長の当組合に対する負債（借入金）245百万円の返済に充てられている。

4代目理事長大林健史に対しては、退職金は支払われていない。

上記を踏まえ、当組合としては旧理事長に対する退職金返還請求は行っていない。

### 4. 今後の対応

以上のように、「破綻責任調査検討委員会」の報告を基に検討を行った結果、現時点においては誠に残念ながら、刑事告訴や民事提訴に結びつくまでの事実認められず、責任追及に踏み切るまでには至っていない。

今後、整理回収機構（RCC）への不良債権譲渡に伴い、整理回収機構での調査において新たな事実が出てくる可能性もあり、管財人としては、その際、整理回収機構において刑事及び民事責任の追及が可能となるよう旧経営陣に対する損害賠償請求権等を同機構に譲渡する予定である。

以 上